平成 24 年 4 月 1 日現在

ＡＥＤ等
「職場の救急対策用設備」設置助成要綱

財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団
（通称 / あんしん財団）

ＡＥＤ等
「職場の救急対策用設備」設置助成要綱

１　目　　的

中小企業における不慮の事故や災害等の際の救急救命体制の充実に資するため、ＡＥＤ等の救急対策用設備を常時設置（増設・改造・修理及び備付けを含む。以下同じ。）した中小企業に対して、財団法人中小企業災害補償共済福祉財団（以下「本法人」という。）が助成措置を講ずることによりその設置を促進し、もって職場の救急救命体制の向上に寄与することを目的とする。

２　助成対象企業

第３項に該当する救急対策用設備を設置した本法人の会員企業であること。（自企業からの購入・修理等によるものを除く。）

３　助成の内容

この要綱で助成の対象とする設備は、別に定める「ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」助成対象設備一覧」（以下「対象設備一覧」という。）に掲げるもの（以下「助成設備等」という。）とする。

なお、短期レンタルは対象外とする。

４　助成事由の発生

（１）助成事由発生日は、本助成要綱に基づいて助成設備等の設置（購入）を完了した日とする。

（２）助成設備等の設置（購入）日と、それに要した費用の支払い日が異なる場合は、助成設備等の設置（購入）日を助成事由発生日とする。

（３）本助成要綱による助成事由については、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）の本法人への加入日の翌日の午前０時以降に発生したものを助成対象とする。

５　助　成　額

（１）助成設備等の設置に要した費用（３千円以上の場合に限る）の２分の１を上限に、１企業１年度間の助成限度額を被共済者数（加入者数）に応じ次表のとおりとする。

なお、被共済者数が６０名以上となる場合、以後１０名増加ごとに２万円を追加するものとする。

被共済者数	1名	2名	3～4名	5～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名
助成限度額	1万円	1万5千円	2万円	3万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円

（２）他の助成要綱による助成額を合算した１企業１年度間の本法人からの助成総限度額は、被共済者数（加入者数）に応じ次表のとおりとする。

なお、被共済者数が６０名以上となる場合、以後１０名増加ごとに３万円を追加するものとする。

被共済者数	1名	2名	3～4名	5～9名	10～19名	20～29名	30～39名	40～49名	50～59名
助成総限度額	1万5千円	2万5千円	3万5千円	5万円	10万円	12万円	14万円	16万円	18万円

（３）助成は本法人が当該年度において計上した予算額の範囲内とする。
（４）助成限度額及び助成総限度額は、助成事由発生日の時点における被共済者数を基準とする。
　なお、申請者の被共済者の増・減員により、被共済者数に変更があった場合、所定の書式が本法人に到着・受付した日の翌日から変更後の被共済者数を基準として適用する。
（５）１企業に対する助成限度額及び助成総限度額の「１年度間」は４月１日から翌年の３月３１日の間とし、その所属年度は申請者が様式１「ＡＥＤ等職場の救急対策用設備設置助成申請書」（以下「様式１」という。）に記載した申請日を基準とする。
（６）上記（５）につき、様式１の申請日が３月３１日以前のもので当該申請の本法人への到着が４月１日以降の申請分の所属年度については、４月末日までに到着したものについては様式１の申請日と同一年度の扱いとし、４月末日を越えて到着した申請分については次年度の扱いとする。この場合、当該案件を複数の年度に分けて申請することは出来ない。

６　助成の申請

申請者は、助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に次に掲げる書類を様式１に添付し、本法人へ提出する。
（１）助成設備等の費用の領収書の写（宛名個所に申請者名が明記されたもの。分割払の場合は契約書と初回の支払を証明するもの）
（２）助成設備等の費用の内訳を明らかにする請求書又は明細書等の写
（３）設置した助成設備等のカタログや取扱説明書の写し、メーカー名や型番等設置した設備等が特定できる写真

７　助成の支給及び決定等

（１）本法人は、前項の申請書及び添付書類に基づいて助成の審査を行う。
（２）審査の結果、助成可の場合は様式２により本法人より申請者に通知するとともに助成金支払手続きを行い、申請者の本法人会費振替口座に助成金を振込む。
（３）助成金は、助成事由発生日が属する月の会費（新規・増員の場合は初回会費）の振替確認後に支払うものとする。
（４）助成しない決定をしたときは、本法人は申請者に対し様式３によりその旨通知する。但し、申請者が不要とする場合はその限りではない。
（５）申請の際に、第６項に掲げる申請手続書類の不備・不足により審査を保留している案件については、申請者が当該申請の本法人支局到着日の翌日から起算して２年以内に不備・不足書類の提出を行わない場合は、当該申請の権利を失効したものとする。
（６）審査結果に関する異議申し立て期限は、審査決定を知った日の翌日から１８０日以内とする。
（７）助成の不正請求が判明した場合、支給を取消します。また、既に支給済みの場合は返還していただきます。

附　　則

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。
２　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

様式　1

申請日：平成　　年　　月　　日

ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置助成申請書

財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団　殿

下記のとおりＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置助成要綱に基づいた設備を設置（購入）しましたので、助成の申請をします。本申請にあたっては、次の助成要綱の定めによりあんしん財団で審査のうえ、助成の可否及び助成額を決定することに同意します。

（１）助成申請は、助成要綱第４項による助成事由発生日の翌日から起算して１８０日以内に本申請書に必要事項を記載・押印のうえ必要添付書類と共に提出し、助成の可否及び助成額についてあんしん財団で必要な審査を受けるものとします。
（２）決定される助成金額は助成要綱第５項の（１）から（６）までの各項目の適用を受けるものとします。
（３）助成申請の所属年度については助成要綱第５項の（５）、（６）の適用を受けるものとします。
（４）助成申請に関する必要添付書類は助成要綱第６項によるものとします。
（５）助成申請の審査に際し、当財団から助成設備の設定（購入）先に問合せすることがあります。

◎太枠内は必ず漏れなくご記入・ご押印ください。

申請企業会員番号	事業内容	被共済者(加入者)数	代表印
			法人の場合は法人代表印、個人の場合は代表者印を必ずご押印ください。
申請企業名称		代表者の役職と氏名	
			印
申請企業所在地・ＴＥＬ			本件ご担当者氏名
（　　）			

※　申請企業の本社所在地と異なる所在地（支社・工場等）に設置した場合のみご記入ください。

※　名　称 .....
所　在　地 .....
責任者職氏名 .....
TEL .....

記

１　助成設備の種類・設置(購入)年月日(太枠内は必ずご記入ください)

設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄	設置（購入）設備名	設置（購入）年月日	財団使用欄
1.	年　月　日		5.	年　月　日	
2.	年　月　日		6.	年　月　日	
3.	年　月　日		7.	年　月　日	
4.	年　月　日		8.	年　月　日	

２　必要添付書類（必ずご添付ください）
（１）助成設備の費用の領収書の写
（２）助成設備の費用の請求書又は明細書等の写
（３）カタログ

平成２４年４月１日現在

ＡＥＤ等
「職場の救急対策用設備」助成対象設備一覧

－ご注意事項－

ご申請の前に必ずお読みください。

この一覧に掲載の設備等につきましては、ＡＥＤ等「職場の救急対策用設備」設置助成要綱の目的である、事業所における不慮の事故や災害等の際の救急救命体制の充実を目的としたものを対象としています。

設備によってはご自宅など、事業所以外の場所でも使用できるものがありますが、そのような目的で購入された場合は対象となりません。

また、お仕事上の設備であっても定期保守点検やクリーニング、消耗品の交換や既存設備の移設のみの場合も対象となりませんので、ご注意ください。

審査は申請書並びに添付書類で行いますので、ご申請前に「申請手続きのご案内」等で添付書類の漏れがないかご確認ください。

お客様の助成のご申請の内容によっては、必要に応じてお客様あるいは購入先等にお問合せさせていただくことがございますので、ご了承ください。また、助成対象項目他は事故・災害の発生状況等により見直しする場合がありますので予めご了承ください。

財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団
（通称 / あんしん財団）

１　ＡＥＤ（自動体外式除細動器）

薬事法上の医療機器（非医療従事者向け自動除細動器）として認可されているもので、事務所･営業所･工場等の、事業所の施設に設置するものに限ります。

２　担架

事務所･営業所･工場等の、事業所の施設に設置するものに限ります。

３　人工呼吸用マスク

事務所･営業所･工場等の、事業所の施設に設置するものに限ります。

あんしん財団

http://www.anshin-zaidan.or.jp/

災害防止部 北東京支局・南東京支局・西東京支局 九州支局・南九州支局	〒160－0016	東京都新宿区信濃町 34　ＪＲ信濃町ビル５階 電話　03(5362)2326（直） ※管轄事業地域　東京都全域、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
神奈川支局	〒231－0013	神奈川県横浜市中区住吉町２－22　松栄関内ビル７階 電話　045(664)6081（代） ※管轄事業地域　神奈川県
埼 玉 支 局	〒330－0802	埼玉県さいたま市大宮区宮町 4－129　大栄ツインビルN館３階 電話　048(647)6581（代） ※管轄事業地域　埼玉県
千 葉 支 局	〒260－0013	千葉県千葉市中央区中央 1－11－1　千葉中央ツインビル１号館８階 電話　043(225)9011（代） ※管轄事業地域　千葉県
静 岡 支 局	〒420－0859	静岡県静岡市葵区栄町 4－10　静岡栄町ビル３階 電話　054(273)8232（代） ※管轄事業地域　静岡県
茨 城 支 局	〒310－0021	茨城県水戸市南町 1－3－35　水戸南町第一生命ビル７階 電話　029(227)0701（代） ※管轄事業地域　茨城県
栃 木 支 局	〒320－0026	栃木県宇都宮市馬場通り 2－1－1　NOF 宇都宮ビル４階 電話　028(634)2581（代） ※管轄事業地域　栃木県
群 馬 支 局	〒370－0849	群馬県高崎市八島町 58－1　ウエスト・ワンビル８階 電話　027(326)1772（代） ※管轄事業地域　群馬県
山 梨 支 局	〒400－0031	山梨県甲府市丸の内 2－30－2　甲府第一生命ビル５階 電話　055(228)2981（代） ※管轄事業地域　山梨県
長 野 支 局	〒380－0835	長野県長野市新田町 1508－2　明治安田生命長野ビル８階 電話　026(231)5057（代） ※管轄事業地域　長野県
東 海 支 局	〒450－0002	愛知県名古屋市中村区名駅 3－3－2　志摩ビル７階 電話　052(541)3071（代） ※管轄事業地域　愛知県、岐阜県、三重県
北 陸 支 局	〒920－0919	石川県金沢市南町 2－1　北國新聞会館１７階 電話　076(263)0711（代） ※管轄事業地域　石川県、福井県、富山県
新 潟 支 局	〒950－0087	新潟県新潟市中央区東大通 1－2－25　北越第一ビル９階 電話　025(244)2181（代） ※管轄事業地域　新潟県
東 北 支 局	〒980－0014	宮城県仙台市青葉区本町 1－1－1　三井生命仙台本町ビル１０階 電話　022(711)3891（代） ※管轄事業地域　宮城県、福島県、山形県
北東北支局	〒020－0024	岩手県盛岡市菜園 1－12－10　日鉄鉱盛岡ビル４階 電話　019(624)9081（代） ※管轄事業地域　岩手県、秋田県、青森県
北海道支局	〒060－0061	北海道札幌市中央区南１条西 6－15－1　札幌あおば生命ビル９階 電話　011(207)0341（代） ※管轄事業地域　北海道
九州支局	〒812－0036	福岡県福岡市博多区上呉服町 10－1　博多三井ビルディング６階 電話　092(263)6061（代） ※管轄事業地域　福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県
南九州支局	〒860－0806	熊本県熊本市花畑町４－７　朝日新聞第一生命ビル７階 電話　096(351)5575（代） ※管轄事業地域　熊本県、鹿児島県、宮崎県

◎助成に関するお問い合わせは、貴社の本社所在地を管轄する上記の部・支局まで

平成 24 年７月１日からは全ての助成審査を災害防止部で行ないます。